（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第一号ト中「又は平成二十七年度の一般会計補正予算（第1号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」を「、平成二十七年度の一般会計補正予算（第1号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十八年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第三条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号く中「又は平成二十七年度の一般会計補正予算（第1号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」を「、平成二十七年度の一般会計補正予算（第1号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十八年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十四条第一項の規定に基づき、株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十八年七月十二日から施行する。

平成二十八年七月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　林　幹雄

株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号

株式会社地域経済活性化支援機構支援基準（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

前文中「株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は」の下に「、地域経済の活性化に貢献するため、地域金融機関等と連携しつつ」を加え、「経営管理等を通じた地域経済の活性化」を「経営管理等を通じて、地域の事業者の収益性・生産性の向上等」に、「阻害することがないようにするため」を「阻害することがないようにするとともに、当該決定に関連する事業者の収益性・生産性の向上等を図るため」に改め、「中立かつ公正な立場からこれを行うものとする」の下に「。その際、再生支援が競争に与える影響が限定的であると考えられる場合を除き、あらかじめ競争への影響を検討・評価することとし、特に、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第1項第1号括弧書に規定する主務大臣の再生支援を行う場合には、「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」（平成28年3月31日公正取引委員会）にも準拠するものとする」を加える。

1中「4．まで」を「7．まで」に、1中「株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）」を「法」に改め、1に次のように加える。

5．申込事業者に対する再生支援（機構が、スポンサーを選定し、又は再生支援対象事業者に係る債権若しくは株式若しくは持分の譲渡その他の処分を行うことを含む。）が、一定の取引分野における競争相手の利益を不当に侵害しないこと。

6．事業再生計画の内容に機構又はスポンサー以外の者に対して第三者割当増資を行うことが含まれる場合には、当該第三者割当増資の適時かつ適切な情報開示の実施など、必要とされる透明性の確保の措置が講じられる予定であること。

7．法第15条に掲げる地域経済活性化支援委員会の委員は、管財人（民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第42条第1項の管財人をいう。）又は管財人代理（民事再生法第71条第1項又は会社更生法第70条第1項の管財人代理をいう。）等とならないこと。

○総務省告示第二百八十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の固定資産税から適用する。

平成二十八年七月十一日

総務大臣　山本　早苗

第二号中

「（　45）	5289	新東明1号
（　45）の2	5400	原石2 」

に改める。

○外務省告示第二百八十号

平成二十八年六月二十一日にウランバートルで、人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画（三年型）を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億三千百万円
3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　清水武則在モンゴル大使
モンゴル側　ルンデグ・プレブスレン外務大臣

平成二十八年七月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十一号

平成二十八年六月二十一日にウランバートルで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画（三年型）を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　九千三百万円
3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　清水武則在モンゴル大使
モンゴル側　ルンデグ・プレブスレン外務大臣

平成二十八年七月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十二号

平成二十八年六月二十九日にドゥシャンベで、人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画（三年型）を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　九千三百万円
3　贈与の供与期限　平成三十四年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　鎌田崇志在タジキスタン臨時代理大使
タジキスタン側　シロジッディン・アスロフ外務大臣

平成二十八年七月十一日

外務大臣　岸田　文雄